**平成２２年（フ）第２５６号**
北九州市八幡東区花尾町３番14号
債務者　日野ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２７２号**
北九州市若松区宮前町10番１―204号
債務者　伊藤　信之
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３２４号**
北九州市小倉南区城野３丁目３番27―103号
債務者　島谷　雅樹
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３２５号**
北九州市小倉南区城野３丁目３番27―103号
債務者　島谷　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８６８号**
名古屋市中川区柳森町1918番地　丸庄第一ハウス102号
債務者　小倉　幸男
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６８号**
青森県弘前市大字種市字板橋65番地８
債務者　田中　愛子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第７０号**
青森県平川市小和森種取25番地５
債務者　長尾　由紀
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第７５号**
青森県弘前市大字千年１丁目28番地５
債務者　葛西　隆治
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第８１号**
青森県弘前市大字昴６番地６
債務者　今　　淑子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第１１号**
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋５番地82
債務者　西尾　勝治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２２年（フ）第５４号**
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地17―201
債務者　平田貴代子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第２９号**
山口市八幡馬場36―１　山口県身体障害者福祉センター内、住民票上の住所山口市大内御堀285番地１　ファミールあとう101
債務者　谷口　俊司
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４４号**
山口市徳地山畑192番地
債務者　沖井　俊博
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
山口市秋穂東426番地
債務者　白井　純二
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５８号**
山口県美祢市美東町真名756番地93
債務者　石村　泰雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２６号**
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田1807番地１
債務者　丸山　　修
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第６１２８号**
東京都豊島区上池袋１―25―７―702、住民票上の住所埼玉県熊谷市原井314
債務者　末吉　未央
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６１７１号**
東京都大田区大森中３丁目15―10―202
債務者　山口　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可